

議案第 76 号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
(川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 6 項中「第 8 条第 27 項」を「第 8 条第 28 項」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

(川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 2 項中「第 8 条第 27 項」を「第 8 条第 28 項」に改める。

第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。